

秋の

令和6年9月21日(土)～30日(月)

9月30日(月)は

「交通事故死ゼロを目指す日」です

全国交通安全運動

運動の重点

- ① 反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- ② 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- ④ 横断歩道利用者ファースト運動の推進（滋賀県重点）



滋賀県・滋賀県交通対策協議会

滋賀県道路保全課交通安全対策室

TEL 077 (528) 3682

滋賀県防犯・交通安全

検索

と検索してください。

滋賀県応援寄附(ふるさと納税)
～キラリと光る滋賀の交通安全～

交通安全の普及啓発や道路整備
など、交通安全対策に活用します。
交通安全に支援をお願いします。

※ 詳しくは、右のQRコードから



この印刷物は再生紙を利用しています。

運動の重点

1

反射材用品等の着用推進や安全な横断方法の

実践等による歩行者の交通事故防止

反射材用品等を活用しましょう！

夕暮れ時や夜間に外出するときは、自動車から見えにくいことを意識し、反射材用品の活用や明るい色の服を着用しましょう。

できる限り、夜間の不要不急な外出は避けるようにしましょう。



歩行者も交通ルールを守りましょう！

信号無視による横断、斜め横断、車両等の直前直後の横断、横断禁止場所での横断は大変危険です。

道路を横断する時は左右を確認し、横断中も周りの車両等に注意しましょう。

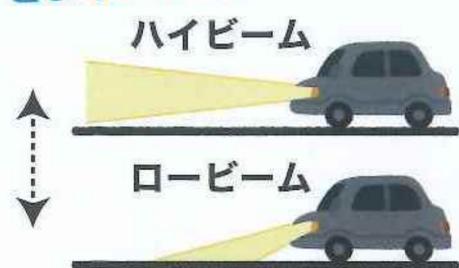
運動の重点

2

夕暮れ時以降の早めのライト点灯や

ハイビームの活用促進と飲酒運転等の根絶

こまめに切り替え！



前照灯は上向き(ハイビーム)が基本です。対向車両や先行車両等、他の車両等の走行を妨げるおそれがある時は下向き、それ以外は上向きと、こまめに前照灯を切り替えて運転をしましょう。

夜間は特に右からの歩行者に注意しましょう。

飲酒運転は絶対ダメ！

- ・飲酒運転は犯罪であることを認識し、少しでもお酒を口にしたら運転は絶対にしない。
- ・お酒の出る会合には、車で運転していかない。



運動の重点

3

自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車も電動キックボードもヘルメットを着用！

自転車は車の仲間であることを認識して、交通ルールを守りましょう。

自転車乗車時に事故に遭うと大きな怪我に繋がりやすいため、被害を軽減し、命を守るために自転車乗車時にはヘルメットを必ず着用しましょう。



『自転車安全利用五則』

- 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

運動の重点

4

横断歩道利用者ファースト運動の推進

横断歩道は歩行者優先！

信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況について、令和5年にJAFが調査した結果、全国平均45.1%に対して滋賀県は46.3%の結果でした。

横断歩道を通過する際は、速度を落として、歩行者の有無を確認しましょう。

★ 運転者の皆さんは ★

特に信号機のない横断歩道を渡ろうとする歩行者を認められた時は、横断歩道手前で必ず停止し、歩行者に道を譲りましょう。

★ 歩行者の皆さんは ★

道を譲ってくれた運転手に対して、お辞儀をするなど感謝の意思表示をしましょう。

思いやり
乗せて走ろう
滋賀の道

へるめつと
かぶつてまもろう
じゆんぎやう

しがのみち
とびだしぼうやが
みているよ

スロウガン
交通安全

令和6年度